

平成30年3月19日
長野県司法書士会

事業報告書

1 相談会名

司法書士による「その請求に困ったら無料相談会」

2 開催日時

平成30年3月17日（土）10:00～16:00

3 開催趣旨

平成28年度の司法統計では、簡易裁判所における通常訴訟既済事件の金銭を目的とする事件総数32万130件のうち、被告側の代理人就任件数は4万1,108件にとどまっています。

一般の方々からすれば、金銭について内容証明等による請求や支払督促、訴状などを受けとった場合、「借りているのだから仕方がない」「時間がないから」「裁判所が遠い」などの理由から対応を放置してしまい、裁判手続きの場合、判決により強制執行を受けることもあり、給与などの差し押さえを受けた段階で慌てる方も少なくありません。

これらの請求の中には、すでに消滅時効によって支払う必要のない請求や、裁判対応をすることによって強制執行などの事態を回避できる可能性があるものなども含まれると考えられます。請求する側は、専門家に相談し、十分な準備をする時間がある一方で、被告側は、突然の請求に戸惑い、経済的・地理的・対応する時間など様々な困難を抱えながら受け身の形での対応を強いられることが予想されます。

そこで、今般、何らかの金銭請求を受けてお困りの方々のご相談にお応えすべく、標記の相談会を開催することといたしました。

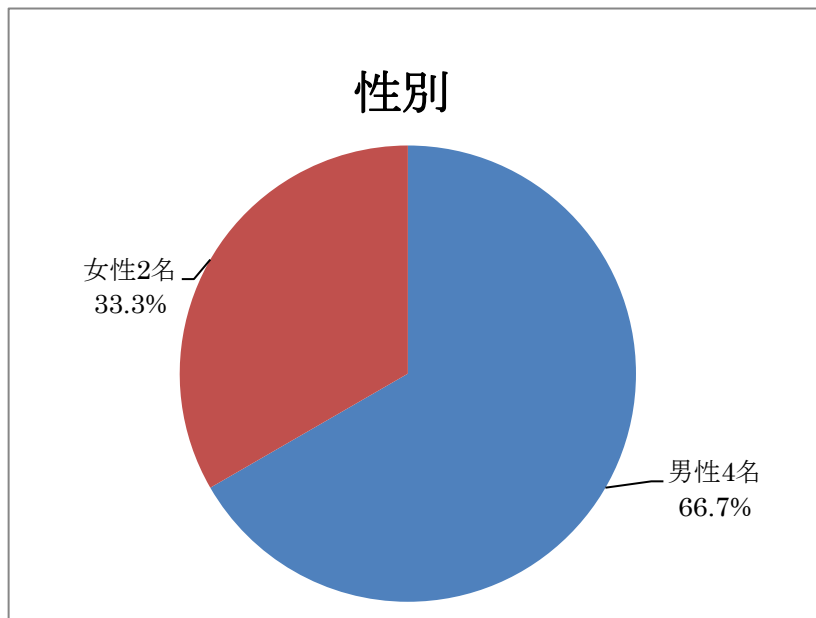
4 相談件数

合計 6件

内訳

(1) 性別

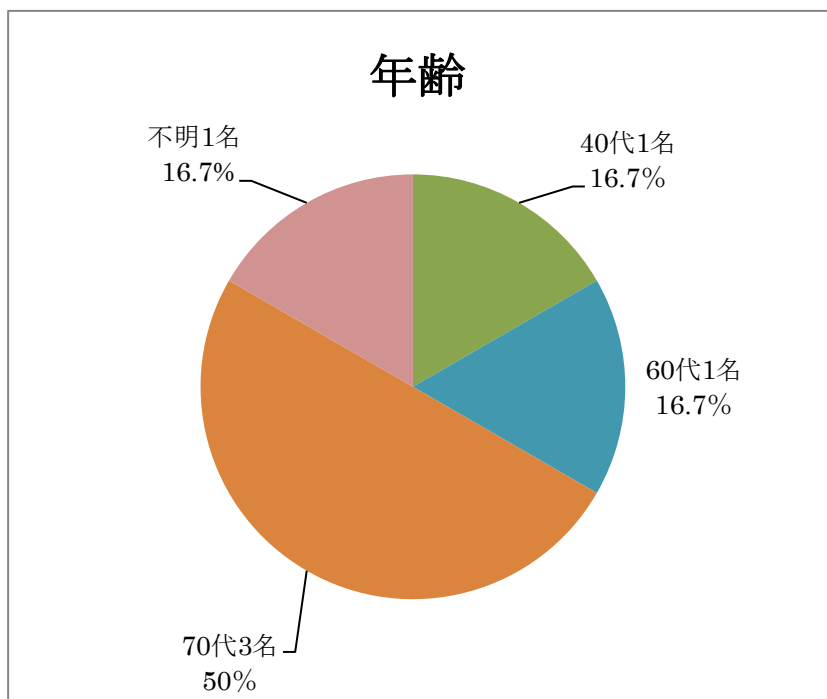
男性 4名 女性 2名



(2) 年齢

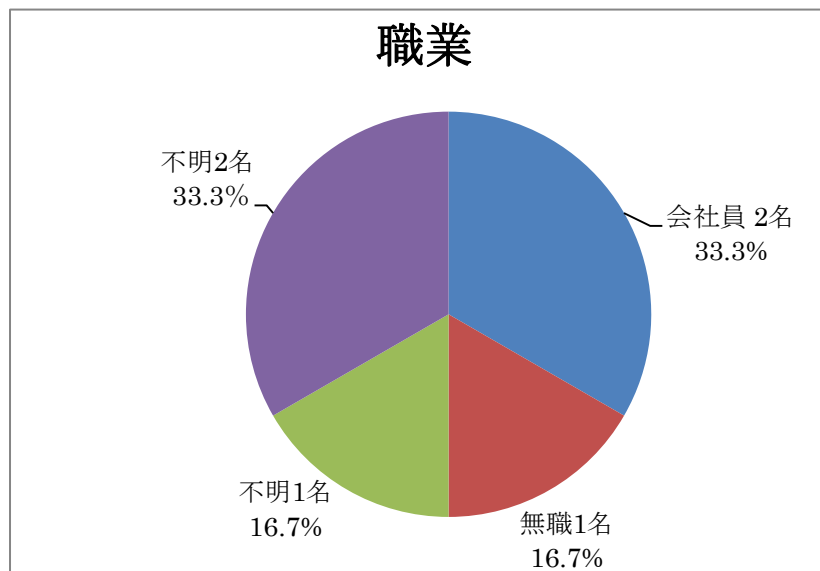
20代 0名 30代 0名 40代 1名 50代 0名

60代 1名 70代 3名 80代以上 0名 不明 1名



(3) 職業

会社員 2名 主婦 1名 無職 1名 不明 2名



(4) 何で知り又はどこで紹介を受けたか

自治体等公的機関 1名 (市町村役場 1名)

新聞 4名 (長野日報 2名、箕輪新聞 1名、不明 1名)

不明 1名

5 主な相談内容

寄せられた相談のうち、主なものは下記のとおりでした。

- ・保安林に指定された土地の木が倒れ隣地とトラブルになった。
- ・有料サイトを見ていて、突然、支払いを請求する画面が出てきた。
- ・職場で言いがかりに遭いお金を請求されている。
- ・元夫のローンが滞った場合の対応について。
- ・亡くなった人の借金を請求されている。

6 実施した感想・コメント・今後の対応

「その請求に困ったら」と題した相談会でしたが、寄せられた相談は民事訴訟につながる内容に限らず多岐にわたりました。相談内容としては、裁判までは考えないけれど日常で起きた悩み、トラブルに対し専門家の意見を聞きたいというものが大半を占めました。裁判手続きのみがトラブルの解決手段ではないので、この相談会を通して相談者の悩みが解消さ

れたのであれば意義ある相談会になったと思います。今後も引き続き、各種の請求を受けて悩んでいる方の相談窓口として、定期的を開催していきたいと思います。

7 相談会の様子

